

別紙 公募テーマ

| 番号 | テーマ名 | 事業概要 | 特記事項 | | 担当課室厚生局 |
|-------------------------|--|--|------|--|---------------|
| | | | 金額 | 特記条件 | |
| 4【地域包括支援センター】 | | | | | |
| 1 | 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実態とそれを担う主任介護支援専門員の役割に関する調査研究事業 | <p>○地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実態にあたっては、センターの主任介護支援専門員がその中心となり、地域における連携・協働体制の構築を通じた地域づくりの推進と、個々の介護支援専門員の質の向上のための指導・助言の両面から、地域全体のケアマネジメントの質の向上を図っている。</p> <p>○現在、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」において、地域包括支援センターや在宅介護支援事業所の主任介護支援専門員の役割についての検討が進められている。</p> <p>○こうした検討を更に進めるために、本事業では、①市町村が期待する当該事業についての効果、②当該事業の実施において、主任介護支援専門員が果たしている役割について、地域性やセンターの規模等に応じた実態把握を行い、今後のあり方の検討を行うために必要となる事項を整理することを目的とする。</p> <p>○有識者・実践者等からの助言を受ける体制を構築したうえで、以下、(a)、(b)を実施する。</p> <p>(a) デスクリサーチ等により対象となる市町村やセンターを選定し、ヒアリング調査を実施する。</p> <p>(b) (a)の調査結果の分析に基づき、当該事業の在り方について検討するための必要な事項の整理を行う。</p> | | | 認知症施策・地域介護推進課 |
| 6【地域共生社会】 | | | | | |
| 2 | 高齢者の社会参加及び地域貢献に資する互助組織の推進に関する調査研究事業 | <p>・社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しており、その実現に向けて地域包括ケアシステムの構築が重要である。</p> <p>・老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO等は互助的・自主的な組織を強みに地域の担い手として必要な存在であり、より一層の推進を図る観点から、有識者や団体等による検討会を設置し、その活動の有効性の検証や目標の在り方等を検討するとともに、自主組織の強みを最大限活かした高齢者の社会参加や地域貢献に資する活動の推進策を検討を行い、報告書を作成する。</p> | | | 認知症施策・地域介護推進課 |
| 3 | 小規模多機能型居宅介護における多様な人材の活用のあり方に関する調査研究事業 | <p>○ 令和6年6月にとりまとめられた「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」の中間まとめでは、訪問介護等について、介護職員初任者研修の受講を前提として、OJTの実施など一定の条件の下、従事を認めるべきとの方向性が盛り込まれた。</p> <p>○ このような措置により、外国人介護人材が日本人と同様に、訪問系サービスを含む多様な業務を経験し、キャリアアップに繋がるようにすることは、外国人介護人材にとって、我が国で継続して就労する魅力向上にも繋がらうものと考えられ、これは、訪問介護に限らず、小規模多機能型居宅介護等に従事する場合においても同様の効果が期待できるものである。</p> <p>○ このため、本事業では、初任者研修の受講を必ずしも必要としない小規模多機能型居宅介護において外国人が訪問業務に従事した場合、そのケアの質を担保するためにどのような課題があるのか、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活を営むという基本方針との関係でどのような課題があるのか等について、事業者や利用者等の認識等を把握することにより、今後、小規模多機能型居宅介護等において外国人介護人材の従事の可否を検討する際の基礎資料を得ることを目的とする。</p> | | | 認知症施策・地域介護推進課 |
| 7【介護サービス共通】 | | | | | |
| 4 | 要介護認定における高齢者の心身状態の適正な評価方法の開発に関する調査研究事業 | <p>規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)において、「厚生労働省は、現行の一次判定は、平成21年以降、判定の基となるデータの見直しが行われておらず、(中略)介護現場で要する手間をより正確に評価する観点から、在宅介護、通所介護等の幅広い介護サービス利用者のデータを追加しつつ、現行データを最新データに更新することも含め検討するとともに、認知症である利用者について、認定調査項目(認定調査項目の選択肢を含む。)等の検討を行い、必要に応じ、見直す」とされたところ。</p> <p>令和6年度については、令和7年度以降の最新データの取得(タイムスタディの実施)のため、介護保険施設、在宅介護、通所介護等の幅広い介護サービスを含めたタイムスタディの実施手法や調査項目について具体的に検討を行い、報告書にとりまとめる。</p> | | 介護保険制度に関して多くの知見を有する組織であって、これまで、医療・介護に係るケアの実態調査等に係る経験・知見等を有する者であること。 検討にあたり、介護サービス事業者、要介護認定に関する知見を有する者、統計学的な専門性を有する者等の有識者からなる検討会を設置すること。 | 老人保健課 |
| 【施設サービス】 | | | | | |
| 10【施設サービス】介護施設共通 | | | | | |
| 5 | 介護施設利用者の摂食嚥下機能の維持・改善に向けた事例集等の作成に係る調査研究事業 | <p>本事業では、摂食嚥下機能が低下した人およびそのリスクがある人における適切な食事形態、誤嚥や窒息のリスクが高まる条件、実際に誤嚥や窒息が起こった場合の対応や再発防止の取組等について、介護施設における実態を把握するとともに、摂食嚥下機能が低下している方への対応についての事例集等を作成することを目的とし、以下を実施する。</p> <p>①:介護施設を対象とした、以下の項目についてのアンケート調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摂食嚥下機能が低下している方の発生状況 ・摂食嚥下機能が低下した方への対応状況(各種介入や食事形態など) ・誤嚥性肺炎、窒息の発生状況 ・誤嚥性肺炎、窒息が発生した場合への対応 ・その他 <p>②:摂食嚥下機能の測定方法の確認と測定結果の収集</p> <p>③:学識経験者、有識者等により構成される、摂食嚥下機能の向上や誤嚥等の発生防止等にあたっての取組や課題などを整理・分析するための検討会の設置</p> <p>④:①②の調査結果や③での検討結果をもとに摂食嚥下機能の向上や誤嚥等の発生防止、その対応等に係る事例集等を作成</p> <p>⑤:①～④を報告書として取りまとめる</p> | | ・本事業を遂行するにあたり、摂食嚥下に係る各学会や、介護施設及び医療機関等に関する関係団体等の代表者を、検討会に参画させること。 | 老人保健課 |
| 12【高齢者向け住まい対策】 | | | | | |
| 6 | 多様化する有料老人ホームに対する指導監督のあり方に関する調査研究事業 | <p>○有料老人ホームの指導にあたっては、国が示す「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」を参考として、各都道府県等が地域の実情に応じた指導指針を定め、これに基づき指導が行われている。</p> <p>○有料老人ホームが増加し続けており、社会環境の変化によって、有料老人ホームに求められる機能や役割、事業形態も多様化している。そのため、有料老人ホームの該当性の判断から、併設介護事業所における過剰サービス等の不適切な事業に対する対応まで、自治体が果たすべき指導監督上の役割も増加し、課題も複雑化している。</p> <p>○そこで、自治体における、有料老人ホーム等に対する指導監督の実態・課題をするための調査を実施し、対応の方向性について検討する。</p> | | ・検討にあたっては、自治体・有識者等からなる検討委員会を設置すること。 | 高齢者支援課 |
| 13【介護予防・日常生活支援】 | | | | | |
| 7 | 介護予防等の無関心層等に対する栄養、身体活動、社会参加を組み合わせたポピュレーションアプローチを推進するための人材育成(研修プログラムの作成等)に関する調査研究 | <p>一般介護予防事業や短期集中予防サービス等により高齢者の自立支援・重度化防止等ための介護予防の一環として、各自治体が様々な取組を実施してきている。しかし、それらの取組を効果的に行っている自治体は限られており、さらには、参加者が介護予防や健康づくりに興味のある方々であると考えられる。また、今後の生産年齢人口の減少等の社会構造の変化に対応できるよう、数の限られた専門職を中心とした取組によらず、多様な主体による取組を進めていく必要がある。加えて、高齢者に対し、栄養、口腔、身体活動、社会参加等を組み合わせた取組により、心身の状態を維持することが可能という報告もなされている。</p> <p>そのため、本事業においては、介護予防等に関心の無い高齢者や関心があってもこれまで参加していない高齢者等も取り組めるという観点も含めた栄養、身体活動、社会参加等を組み合わせたポピュレーションアプローチを、必ずしも専門職によらずに実施、推進するための人材を育成する研修プログラム等を作成することを目的とする。</p> | | 研修プログラムの検討にあたっては、関係者や有識者等から構成する検討会を設置した上で議論を行い、作成すること。 | 老人保健課 |

別紙 公募テーマ

| 番号 | テーマ名 | 事業概要 | 特記事項 | | 担当課室厚生局 |
|---|--|---|------|---|----------------|
| | | | 金額 | 特記条件 | |
| 8 | 介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の充実に向けた調査研究事業 | <p>○今後、生産年齢人口が減少し、医療・介護の専門職の確保が困難になる一方、支援を必要とする高齢者は増加する見込みであることを踏まえ、地域住民を含めた多様な主体が行う活動と連携し、高齢者の活動の選択肢を拡大していく視点が重要であり、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」や「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「総合事業の充実に向けた工程表」に基づき、総合事業の多様なサービス・活動の充実を進めることとしている。</p> <p>○総合事業の充実に向けた工程表においては、市町村は、多様なサービス・活動の利用対象者モデル等を踏まえて、多様なサービスの見込み量の推計や計画的な整備を行い、第10期の介護保険事業計画に反映するとともに、国は、総合事業の効果検証手法についての具体化を進めることとしており、第9期計画期間の間に、これらの取進の具体化等のための方策の検討が求められている。</p> <p>○このため、本事業では、各市町村の検討を支援・促進する観点から、以下を実施する。</p> <p>① 総合事業の評価の視点を踏まえた総合事業の見込み量等の検討に必要となる事項・情報の整理</p> <p>② 標準的な計画策定・評価ツール(案)の作成</p> <p>③ ②により作成されたツールについて、地域性や人口規模等を踏まえモニターとして選定された市町村の活用結果を踏まえ、ツールをブラッシュアップするとともに、事業評価の視点や手法を検討</p> <p>④ ①～③による成果をハンドブックや報告書等にまとめ、市町村等に周知</p> | | | 認知症施策・地域介護推進課 |
| 18【認知症施策】認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 | | | | | |
| 9 | 地域の関係機関が有する認知症の人に関する情報の共有・連携のあり方に関する調査研究事業 | <p>○ 認知症の人ができる限りそれまでの地域生活を継続するためには、企業等(保健医療福祉関連に限らず、金融機関や公共交通機関、小売業など、認知症の人の日常生活・社会生活と関わる様々な企業・団体等)も含め、認知症の人の生活に関わる多様な主体が面的に協働して取り組むことが重要である。</p> <p>○ 本事業では、多様な主体の連携の前提となる情報の共有に着目し、</p> <p>① 地域において認知症の人の個人情報を共有するための体制のあり方について検討するとともに、</p> <p>② 共有する個人情報の範囲及びその活用場面等を明らかにし、その調査結果を自治体等に対して周知して、結果を報告書にまとめる。</p> | | | 認知症施策・地域介護推進課 |
| 【介護人材確保対策】 | | | | | |
| 21【介護人材確保対策】人材確保 | | | | | |
| 10 | 介護支援専門員の効果的な人材確保の取り組みに関する調査研究事業 | <p>近年、介護支援専門員の人材確保の困難さが指摘される中、要介護状態となった場合においても、住み慣れた地域で安心して暮らしていく環境を整備していく観点から、居宅介護支援事業所で従事する介護支援専門員の人材確保を図る必要がある。そのため、介護支援専門員の業務の魅力や、居宅介護支援事業所の人材確保のための職場環境の改善や処遇改善の取り組みについて調査・検証等を行い、報告書を作成する。</p> | | | 認知症施策・地域介護推進課 |
| 22【介護人材確保対策】人材育成 | | | | | |
| 11 | 介護現場における医行為ではない行為に関する調査研究事業 | <p>医行為ではない行為と考えられる行為については、既に医政局長通知により示されているところではあるが、介護現場においては、介護職員が実際に利用者を介護する際、判断に迷う状況が生じている。</p> <p>上記の状況を踏まえ、今般、介護現場における医行為ではない行為を実践する際の介護職員の実態を把握し、介護現場でのニーズを調査する。その結果を用い、介護現場におけるタスク・シフト/シェアに関するガイドラインを策定し、タスク・シフト/シェアの考え方や、介護現場で判断に迷う事例とその対応等に関する具体を記載し、介護職員が安全に業務を行い、利用者が安心して介護を受けるための一助となる媒体を作成する。</p> | | | 福祉基盤課福祉人材確保対策室 |
| 12 | 外国人介護人材に対する介護職員初任者研修等のあり方に関する調査研究事業 | <p>介護人材不足が見込まれる中で、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護人材の確保が喫緊の課題であり、外国人介護人材の確保・定着及び受入環境の整備を図る必要がある。特に、訪問介護については、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」において、技能実習及び特定技能について外国人介護人材の訪問系サービスへの従事を可能とする方針が打ち出されたところであり、訪問介護員の要件である介護職員初任者研修等について、研修を修了しやすい環境の整備が求められている。外国人介護人材に対する研修の実態把握を行うとともに、外国人介護人材が介護職員初任者研修等を修了しやすい環境の整備を図るための方策の検討を行い、報告書を作成する。</p> | | | 認知症施策・地域介護推進課 |
| 24【介護ロボット・ICT・生産性向上】ICT・生産性向上 | | | | | |
| 13 | 老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究 | <p>介護保険法に基づく指定申請等については、介護保険法施行規則により、①厚生労働大臣が定める様式を使用し、②原則として電子申請・届出システムにより行うことが規定されており、オンライン化が進んでいる。一方、同時に申請・届出を行うことが多い老人福祉法に基づく申請・届出については、様式に定めはなく、都道府県によりばらつきがあること、紙による申請・届出が必要で事業所の負担が残っていることが課題として挙げられる。そのため、老人福祉法に基づく申請等の早期のオンライン化に向けて、各都道府県が使用する様式の実態把握や介護保険法に基づく申請・届出と重複する項目等の把握を行い、様式の標準化に向けた検討やオンライン申請の実現に向けた課題の整理を行う。</p> | | | 高齢者支援課 |
| 14 | ケアプランデータ連携の更なる活用に向けた調査研究 | <p>介護保険法の定めにより、令和8年度までに構築が進められている「介護情報基盤」においては、ケアプランのデータも蓄積・共有される予定であり、そのデータは「ケアプランデータ連携標準仕様」によるものを予定している。一方で、標準仕様が策定されておらず、情報の標準化が進んでいない。居宅サービス計画書第4表や第5表、施設サービス計画書については、令和6年度に行った事業所や自治体に対するヒアリングにより、今後の活用が期待出来るとの意見が出されている。そのため、これらの情報を活用するのに欠かせない情報の標準化に向けた課題を整理し、介護情報基盤での活用を念頭においたユースケースを取りまとめる。</p> | | | 高齢者支援課 |
| 26【介護関連データ活用】 | | | | | |
| 15 | 介護現場からのLIFE指標提案プロセスの開発に関する調査研究事業 | <p>LIFEを活用した科学的介護のさらなる推進に向けて、LIFEで収集する情報については、学術的な観点だけでなく、介護現場からの提案を踏まえ、必要に応じて見直すこととしている。なお、令和6年度介護報酬改定に向けた審議報告及び規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)においても「介護現場及び学術的観点から提案される情報について、専門家等による検討を経て、関係審議会において議論を行い、3年に1度の介護報酬改定につなげるサイクルを構築する」とされたところ。令和5年度事業においては、介護現場において新規項目を提案するためのプロセス等の検討を行った。これを踏まえ、令和6年度事業においては、介護現場からの提案を介護報酬改定に取り込む仕組みについてどのような仕組みが適切であるかについて検討を行い、介護報酬改定のサイクルに合わせた具体的なプロセスの構築方法を調査・検討することを目的とする。</p> | | <p>・介護サービス事業に関して多くの知見を有する者による事業の実施が望ましい。</p> <p>・可能な限り、施設・通所・訪問・居住系サービス全般について検討を行うこと。</p> <p>・介護のデータを用いた研究に精通した研究者、介護事業者等からなる検討会を設置すること。</p> <p>・介護報酬改定のスケジュールを踏まえ、介護現場及び学術的観点からの提案の収集、社会保障審議会介護給付費分科会における協議等具体的なプロセスを提案すること。</p> <p>・事業の実施に当たっては科学的介護に向けた質の向上支援等事業(国立長寿医療研究センター)と連携すること。</p> | 老人保健課 |

別紙 公募テーマ

| 番号 | テーマ名 | 事業概要 | 特記事項 | | 担当課室厚生局 |
|----------------|--|---|------|--|---------|
| | | | 金額 | 特記条件 | |
| 28【その他】 | | | | | |
| 16 | 広域的長期浸水(湛水)・液状化被害による長期孤立が予測される海拔ゼロメートル地帯における災害時福祉医療連携ネットワークモデルの作成を目指した調査研究事業 | <p>本事業では、令和4、5年度老健事業で得られた知見をもとに、濃尾平野において海拔ゼロメートル地帯を有する市町村、高齢者介護施設及び医療機関が連携し、地域全体の介護・医療機能を継続させるべく「災害時福祉医療連携ネットワークモデル」の構築を目指すための体制を整備する。</p> <p>具体的には、市町村の保健・医療・福祉・危機管理部門及び高齢者介護施設で検討委員会を設置し、①災害時組織体制の構築として、市町村、高齢者介護施設及び医療機関が連携する災害時保健医療福祉連携体制の検討、②情報発信・共有体制の確立として、要介護・要医療トリアージの作成、被災状況チェックリスト等の開発、災害時入カシステム活用に伴う通信機器及び非常用電源の検討、③効果的支援体制の確立として、市町村・県が各施設機能・被害予測を事前把握した上での支援体制の検討、④前記①～③の検証目的として図上訓練を開催し、課題・改善点を抽出したうえで、実行性のある災害時福祉医療連携ネットワークモデルの作成を図る。</p> <p>当該ネットワークモデルは、広域的長期浸水等により長期孤立が予測される海拔ゼロメートル地帯をモデル地区として作成するが、長期孤立は、令和6年1月の能登半島地震でも発生したように、災害種別を問わず発生し得るものであり、災害状況に応じて対応できる地域ネットワークモデルとして全国へ情報発信する。</p> | | 東海北陸厚生局と連携して事業を進めること。 | 東海北陸厚生局 |
| 17 | 令和6年能登半島地震の経験を踏まえた災害時のリハビリテーション体制のあり方に関する調査研究事業 | <p>令和6年能登半島地震においては、避難所における高齢者等の生活不活発の予防等を目的としたリハビリテーション提供体制が課題となった。また、高齢化が進行する我が国において、災害時のリハビリテーション提供体制を確保することは、今後ますます重要となってくる。そのため、本事業においては、令和6年能登半島地震等の経験から、都道府県・市町村や災害時の医療支援チームとの連携、避難所における適切なリハビリテーションの実施体制等、災害時のリハビリテーション提供体制について検証・課題の抽出等を行い、平時に必要な対応及び災害時の適切なリハビリテーション体制のあり方等について取りまとめる。また、人材の育成に向けた研修等に用いる教材の作成やより効果的な研修の実施方法について検討を行う。</p> | | ・本事業の企画立案に当たって、災害時のリハビリテーションに係る有識者等から構成される検討会等を設置すること。 | 老人保健課 |
| 18 | 人口減少社会を見据えた高齢者施設等の整備に関する調査研究事業 | <p>○高齢者施設については、ゴールドプラン(1989年策定)以降、整備を進めてきたが、当初に整備された施設においては老朽化が進んでいる。</p> <p>○「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」によると、75歳以上人口の2020年から2030年までの伸びでは、減少する市区町村が11%と推計されており、各地域での高齢化の状況を踏まえた施設整備の在り方に関して、例えば、各施設の老朽化の状況、都市部や過疎地域それぞれごとの課題などの分析が必要。</p> <p>○本事業においては、有識者の意見を踏まえながら、自治体関係者、事業者に対してアンケート調査やヒアリング調査等を実施し、今後の地域ごとの高齢者施設の施設整備に関する課題の抽出・分析を行い、報告書にまとめること。</p> | | ・検討にあたっては、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。 | 高齢者支援課 |